

浜松市生活支援体制づくり協議体（包括於呂圏域）第 25 回会議 議事録

開催日時	令和 5 年 7 月 12 日（水） 13：30～15：00
参加者	委員：13 人 事務局：1 人 関係機関：2 人
場所	中瀬協働センター ホール
内容	<p>1 開会</p> <p>2 委員紹介</p> <p>3 議事</p> <p>（1）会長の選出について</p> <p>（2）副会長の指名について</p> <p>（3）令和 4 年度生活支援体制づくり協議体の実施内容の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標としては地域の特性を見ながら日常生活の支援をできるかぎり助け合いで行っていこう。その支援がなければ作って行きましょう。</li> <li>・新たに生活支援コーディネーターと協議体が設置された。 生活支援コーディネーターとは：於呂圏域において助け合いの仕組みを構築する推進役。 協議体とは：生活支援体制として、地域で今やっていることや今後できそうなことをみんなで話し合うしくみ。</li> </ul> <p>→①地域の課題を話し合い何が課題かを発見する。 ②解決策を話し合いで検討し計画を立てていく。 ③役割を決めて既存の活動の強化や新たな活動のサポートを行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援体制とは：家事支援事業、移動支援、買い物支援、サロン活動、居場所見守りの体制などのことを指す。</li> </ul> <p>第 22 回会議：事例検討（移動支援がなく、地域サロンへの参加を断念したケース） 第 23 回会議：移動支援について深く考える。（補助金について） 第 24 回会議：介護保険について移動支援サービスについて移動支援活動発表および北浜なか地区で行っている活動内容の話聞いた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域には移動に困っている人がいることを再確認した。 協議体の中で移動支援について検討していきましようということになった。 移動支援のために保険に加入している。費用については地区社協が持ち出している。それが課題となっている。浜松市の補助金である住民主体サービス補助金がある。それを利用することはできないだろうか。 令和 5 年度から浜松市社協の補助金制度が改正された。車両利用時実績補助が創設された。→1 日 1 台あたり 1,330 円かかる保険料を、930 円分浜松市住民主体サービス補助金で、400 円部分を浜松市社協の車両利用実績補助で、地区社協からの実費用はなしとすることができる。</li> </ul> <p><b>【移動支援をどのようにやっているか北浜なか地区の活動内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者資格：①高齢者世帯②障がいのある方③その他委員長が必要と認めた方</li> <li>・①の場合は人の手を借りなくても車の乗り降りができる。介護者の手助けで車の乗り降りができる。子どもと同居でも日中独居であれば可能。</li> <li>・支援の範囲：原則浜北区内だが、2 時間以内で支援が可能であれば近隣区でも可。支援時間は 9 時から 16 時。草取り同様の 2 時間を限度。</li> <li>・保険について：対人賠償責任保険、対物賠償責任保険の基本プランに加え人身</li> </ul>

傷害特約、車両保険を付けている。

- ・ 支援内容：必ず家事支援とセットで行う。送迎のみは不可。
- ・ パターン：①受診時は付き添い診察を待ち帰りも送迎。買い物は送迎し買い物中も支援をする。②受信時入院となったら入院のための受付等につきそう。③退院時迎えに行き荷物も運んだり支払いの手伝いの支援をして家に帰る移動支援。④自宅から病院受付まで支援をし受診終了時に再度病院に迎えに行く。会計を一緒に行い自宅まで送迎。(往復二回分の料金)
- ・ 支援しない事例パターン：目的地までの送迎のみは家事支援がないため支援対象とならない。

・ 移動支援実績：合計 93 件（主に受診。その他は買い物、墓参り等）

・ 第 3 回会議の際のパネルディスカッションについて

北浜なか地区の委員長・役員へ問いかけをした。

移動支援を行おうとしたきっかけについて。一から組織を作り上げていくプロセスはどういうものか。立ち上げに苦労したことはなにか。自動車保険について地区社協での負担となるがそれでも実施しようとした原動力は？今立ち上げてよかったと感じたことはなにか。移動支援を検討中の地区社協へアドバイスはなにか。

#### (4) 事例検討『近隣の医療機関の廃業により通院が困難となった高齢者』

地域包括支援センター於呂 センター長より事例提供。

- ・ 本人、義姉で包括来所。病院受診の時に使用していたタクシー代の支援を受けることはできないか相談があった。

本人背景：80 代女性。長男と同居（長男は精神疾患にて車の運転もできる状態でない）本人の年金で二人が生活している。タクシー代まで捻出することができない。

ひざの痛みで通っていた整形外科が閉院することで、徒歩で通うことができていた通院が出来ずタクシーで通わなければならなくなった。

移送支援があれば活用できたケースではないかと感じた。

#### 検討

- ・ 家事支援の移動支援はいい活動である。運転手の年齢が 65 歳以上であると自動車事故について心配。事故の保険についてはいいが、運転手が事故を起こした時の会員や会員家族・利用者や利用者家族が亡くなった場合等の周りのケアはどうするのか。介護タクシー等のプロにお願いすることが大事ではないか。買い物に行くより移動販売等を使用し、プロにお願いすることの方が大事ではないか。

→当然事故のリスクはある。地域のニーズに対し、公的サービスの創設や公共交通機関の利用などの選択肢の中で、この協議体は、地域の助け合いの中で移動の支援ができないだろうかの話し合いをしている。現在のところ行政が制度として取り入れる話はない。そのため現在困っている人がいるのであれば地域の助け合いで対応できないだろうかを協議している。事故のことは一番考えなければならないことであり、北浜なか地区では地区社協の 8 名が健康状態・運転歴等を含め運転手として手を挙げた。高齢化については否めないため、北浜なか地区内に運転手募集チラシの回覧をしたところ、新たに 4 名の方が手を挙げ

てくれた。

- ・令和2年から家事支援事業の中での移動支援の話を協議している。検討を始めたが、一番ネックとなっているのが、事故のリスクである。例えば信号無視して事故となってしまったとき、保険がおりののか、心の傷はどうするのか。ただし、移動支援のニーズがあることは間違いない。地区社協の中で話をするのもいいが、行政としても別の方法で支援の仕方があるのではないかと思う。以前は、タクシー券がもらえていた。今後それはどうなのか。行政が対応するのがベストではないか。

→事故の件に関して懸念が大きく、他の地区社協でも話が進んでいない傾向である。行政が制度としてやれたら一番いいという話はいろいろなところから出ている。他都市では、車両についても行政の車を使うことや、保険に関しても行政が対応するなどしているケースはあるが、今は浜松市としては計画があるわけではないので、住民のたすけあい支援で行えないだろうかと検討している。北浜なか地区など現在実施している家事支援事業からの話を参考に考えていければと思う。

- ・どんな会議でも、何回も話し合いをするが、結局話が進んでいかないということがよくある。この協議体でも、「移動支援は必要であるが、リスクがあるから難しいね」となってしまうやむやみに終わるのではないか。

→ハードルが高いことや、他に例のない事業への取り組みであったが、1年をかけて北浜なか地区で立ち上がった事例がある。本日は、住民の助け合いによる移動支援についての協議体としての考え方をまとめていけたらと考えている。

- ・北浜なか地区は、あらゆる疑問点が解決されてGOということになったのか。

→法律的な解釈はクリアでき、しっかりとした体制の中で実施できている。支援者の方々は日々悩みながら支援を続けている。この事例の場合には支援をしていいのか等は、随時話し合いながら進めている。

- ・北浜なか地区で移動支援を実施中に事故はあったのか。

→現時点まで事故はない。

- ・ボランティアで運転手を引き受けたとしても事故が起きてしまったら、良かれと思ってしたことが仇となり、赤信号とかで事故だと犯罪者になってしまう。運転ボランティアがいくら若くても事故は起きる可能性がある。市の政策として移動支援はできないというが、他の市町ではやれている。地域のたすけあいとしてボランティアでやりたいが、こういう問題があつて話が進められないことを市行政に伝えないといけないと思う。

- ・陸上競技場を作るよりも、地域で移動に困っている人への対応が先だと思う。保険があるといっても、心臓病で事故を起こしてしまったとかあることを考えると。

- ・地域の助け合い活動としてのボランティアだけでなく、公共交通機関を使う方法を考えるのはいけないのか。市の予算を使うとか、公共交通機関を使うとかした方がいいのではないか。保険のお金とかの問題ではなくて事故を起こした時の心の傷が心配である。

- ・シニアクラブも年々平均年齢が上がってきている。そのため車の運転についても免許証を返納する人が増えていく。

→この場合は、生活支援体制づくり協議体という会議であるが、市行政の制度や公共交通機関に関しても、様々な場でそれぞれ会議が行われている。

この生活支援体制づくり協議体という会議では、市行政の施策や公共交通機関の充実などではなく、「住民の助け合いによって移動支援ができないだろうか」を協議する場である。

- ・福祉事業者としても本業以外でも地域貢献を考えていかなければならないと思っている。リスクを伴うことはあるし限られた財源の中で考えていくことはあると思う。車両については天竜厚生会で貸し出しをやっていないこともないが、対象がサービス利用をしている家族限定としている。ただ個人で持つことが難しい福祉車両を貸し出し活用していただくということも一つの方法としてあると思うが、今は対象者が限定している。今後地域支援サービスとしてあるかもしれないが、車だけの問題だけでなく運転手の問題や事故の問題はある。事業所として検討していくことはあると思われる。
- ・福祉事業者も事故はある。事業所は安全運転管理者がいて運営しているところはあるが、ぶつけられてしまうこともある。気持ちの部分は難しいところもあると思われる。協議体は提言の場ではあり決定の場ではないのはいいと思う。行政の方には実際どういう話が上がっているか。

→第1層協議体でも話には上げている。

- ・民生委員として、免許を返納した時点で介護が必要となっている状況を見ている。免許を返納していることで何か代替えが必要となっている。今後は、助け合いでの移動支援について、検討委員会などで検討することも必要ではないか。地域で助けあうことが必要だと思う。いろいろな問題があると思うが、市行政に任せるのではなく、住民のたすけあいによる移動支援という方向性で検討していくことは必要と考える。
- ・事故の際にどうするか等リスクもあるが、実際に住民による助け合いの移動支援の成功例もあるので、地区社協で検討していただければと思う。免許返納後の足が問題であり、行政でもセニアカーを貸し出す等の話も上がり、行政でも検討はしている。何かご意見があれば市の方に出していただくとありがたい。

事務局より

- ・この協議体では、地域住民による助け合いの移動支援をやるとかやらないとか決定する場ではなく、生活支援体制としての移動支援について、各団体の代表として参画されている委員の皆さんで理解を深め、考え合いましょうという場である。
- ・先ほど、委員の皆さんから「地域として助きたい気持ちはあるが、懸念する部分もある。そのため地区社協として本来やるべき事だろうか、市行政の役割ではないのか」という意見もいただいた。  
そのため地区社協へ出向き、役員さんたちに話をさせていただき、移動支援を行っていくにあたり何が問題として挙がってくるのか等を含め説明し、地区社協での意見を伺い、そのうえで地区社協にて移動支援のための検討委員会を立ち上げていくなどの話へ進んでいけばいいと考える。
- ・生活支援ニーズとしての移動支援について、令和2年よりいろんな角度で協議し、理解を深めてきた。他都市では、社会福祉法人等から車両を借りて送迎に

利用しているケースもある。しかしその場合は人口が少ない市町あるいは地域であることが多い。そのため浜松市においては、現時点では、市行政の制度や公共交通機関の充実という選択肢よりも、その地域性を考慮した結果、北浜なか地区や積志地区のような住民主体のサービス体制を検討してきた経緯がある。

- ・本日は、これまで協議体において移動支援についての理解を深めてきたまとめとして、委員の皆さんに率直なご意見をいただいた。

協議内容をまとめると、

◆地域の中には移動に困っている高齢者がいて、移動支援のニーズがあることは委員全員が認識している。

◆地域住民の助け合いによる移動支援のサービスが構築できればいいが、実施する場合には、自動車による事故のリスクが懸念される。万が一の事故の場合は保険が適用されるというが、怪我や自動車は治せても心の傷は簡単には癒せない。したがって慎重に検討する必要がある。

◆自動車の運転に伴うリスクを考えれば、市行政が施策として実施するのが一番よいと思うが、現時点では難しいため、一つの選択肢として「地域住民による助け合いで移動支援ができないか」ということを協議体で協議してきた。

◆協議体での話し合いの結果、「大切なことではあるが、なかなか難しいよね」ということで終わらせてしまうのではなく、次のステップへ進みたいと考える。次のステップとは、家事支援事業を実施している地区社協へ、生活支援コーディネーターが出向き、地区社協の役員会などで下記の内容を伝えること。

①これまでに於呂協議体において、移動支援について協議してきた内容と委員の意見を伝える。

②地域住民の助け合いによる移動支援とはどのようなものかについて、しっかりと理解していただくために説明をする。

地区社協へ出向き伝えることは①と②であり、地域住民の助け合いによる移動支援を正しく理解していただくことが目的である。

決して、「地区社協で移動支援をやってください」とか「移動支援をやりましょう」ということではない。

①と②を地区社協の役員等に伝えることで、地区社協が主体的に「検討委員会」などを立ち上げて検討していただけたらと考えている。

次のステップとして、事務局である生活支援コーディネーターから上記の提案があり、委員全員の総意として同意された。

#### 4 その他

- ・次回の日程調整について

11月29日(水) 10:00～

浜北・地域活動研修センター 講堂にて開催。

今後の見通し等	<p>住民の助け合いによる移動支援について、於呂協議体において様々な角度から理解を深めてきた。</p> <p>今回の協議体会議では、住民の助け合いによる移動支援をどう考えるかについて、於呂協議体としての考え方をまとめることができた。</p> <p>今後は次のステップへ進んでいく。それは、生活支援コーディネーターが地区社協へ出向き、①移動支援について協議体で協議してきた内容を伝える。②移動支援の内容について正しく伝える。ということ。</p> <p>決して、「移動支援を実施してほしい」とか「実施するべきだ」というわけではない。</p> <p>その後に、地区社協内で協議し、「検討委員会」等の設置という方向へ動いていただけたらと考える。</p>
---------	--